

## ⑤ さいたま市視聴覚ライブラリー条例

(平成13年5月1日)  
(条例第124号)

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
さいたま市立北浦和視聴覚ライブラリー	さいたま市北浦和1丁目4番2号
さいたま市立大宮視聴覚ライブラリー	さいたま市高鼻町2丁目1番地1
さいたま市立与野視聴覚ライブラリー	さいたま市下落合5丁目11番11号

(事業)

第3条 ライブラリーは、次の業務を行う。

- (1) 視聴覚教育の奨励に関すること。
- (2) 視聴覚教材及び機材（以下「教材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的にふさわしい事業に関すること。

(職員)

第4条 ライブラリーに館長及びその他の職員を置く。

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）
  - (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
  - (4) 資料整理日（毎月末日）。ただし、この日が日曜日または土曜日に当たるときは、さいたま市立北浦和視聴覚ライブラリー（以下「北浦和視聴覚ライブラリー」という。）については、開館するものとする。
  - (5) 特別整理期間（10日以内）
- 2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第6条 ライブラリーの利用時間は、北浦和視聴覚ライブラリーについては午前10時から午後6時までとし、さいたま市立大宮視聴覚ライブラリー及びさいたま市立与野視聴覚ライブラリーについては午前9時から午後5時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の資格)

第7条 ライブラリー資料の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準じる団体とする。

(利用の手続)

第8条 ライブラリーを利用しようとするものは、あらかじめ委員会の定める手続によらなければならない。

(利用目的の制限)

第9条 教材等は、営利を目的として利用してはならない。

(損害賠償の義務)

第10条 故意又は過失により教材等を破損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(視聴覚ライブラリー運営委員会)

第11条 ライブラリーにさいたま市視聴覚ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、ライブラリーの行う事業につき、館長に意見を述べるものとする。

3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（昭和43年浦和市条例第35号）、大宮市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和47年大宮市条例第23号）又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和53年与野市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。